

## 令和元年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省、農林水産省 第2次回答

管理番号

91

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

## 提案事項(事項名)

旧農地法第 80 条第 1 項の規定により不要地認定を受けた国有農地等の管理にかかる運用の見直し

## 提案団体

宮城県

## 制度の所管・関係府省

財務省、農林水産省

## 求める措置の具体的内容

旧農地法第 80 条第 1 項の規定により農林水産大臣が不要地認定を行った国有農地等について、国において当該土地を管理するよう運用の見直しを求める。

## 具体的な支障事例

旧農地法第 78 条の規定により都道府県が管理する国有農地等のうち、農業上の利用に供しないものとして旧農地法第 80 条第 1 項の規定により農林水産大臣より不要地認定がされた筆については、国有財産法第 8 条により原則農林水産省から財務省へ引き継ぐこととされているが、引継後の処分先の目処がつかないものについては、財務省に引継ぎを断られている。現状では財務省に引継ぎされない筆については、継続して県が管理しなければならないとなっている。都道府県が管理する根拠である旧農地法第 78 条第 2 項による法定受託は「自作農の創設又はその経営の目的に供するため」(同法同条第 1 項)に行われているところ、不要地認定された土地はこの目的に沿うものではないため、上記状況は適当なものとはいえない。

なお、平成 31 年 3 月末時点で県が管理している国有農地は 58 筆。そのうち不要地認定済みが 9 筆あるが、なかには、平成 23 年 8 月に不要地認定されたものの引継・処分がされないままとなっているものもある。現在、管理内容としては見回りなどの現地確認、隣接地権者等への境界確定の依頼への対応、草刈り、不法占有に対する対応、毎年度の台帳価格改定作業といった事務処理等を継続して行う必要があるが、人員不足の状況において、県の事務と直接関係のないこれらの事務を他の業務と併せて実施していくのはかなりの負担となっているため、見直していただきたい。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

不要地認定がされた筆について、法定受託事務による管理対象地から除外される等の制度改正がされれば、都道府県における負担の削減につながる。

## 根拠法令等

旧農地法第 78 条第 1 項、第 2 項・第 80 条第 1 項  
旧農地法施行令第 15 条、第 16 条第 1 項

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、新潟県、長野県、京都府、愛媛県

○当団体では、平成 31 年 3 月末現在、台帳に登録している国有農地は 158 筆、不要地認定済みの筆は半分も

満たない。「平成31年までに国有農地を処分出来る状況にする。」という国の方針に基づき不要地認定や17条公告の処理を進めているが、旧所有者の特定等、古い文書を調査する必要がある、加えて境界確定を進める必要があり、課の体制からも同時に多くの筆を処理することは困難であり、大きくは進んでいない。財務省は、処分先が明確である道路や水路、払い下げ希望がある筆以外は、所管換を受けないスタンスであり、不要地認定や17条公告が完了しても、速やかに財産処分(所管換)につなげられないのが現在の状況。加えて所管換の事前協議に時間を要し、さらに財務省側担当者の人事異動があった場合、再度最初から説明を求められることもしばしばあり、二度手間となるため負担が大きい。当課の担当職員も、殆どが他の業務とのかけ持ちであり、見回り、草刈業務発注後の履行確認、住民からの問合せ、境界確定申請の対応、財産処分のための自主的な境界確定等々、国有農地等の管理には多くの負担がかかっている。自作農創設などの目的を失い不要地認定された筆は、本来管理を目的としている財産とはなくなっており、財務省へ所管換手続きを進める上で、農林水産省が管理し、処分手続きを進めることが、適正かつ効率的である。

○当県において不要地認定後の財務省への引継ぎに当たり、以下のような支障が生じている。

1 当県において管理している国有農地のうち不要地認定済みの土地は103筆あるが、引継後の処分先の目途がつかないものについては、財務省に引継ぎを受けてもらえないことから、県による管理が続く見込みであること。

2 買収時から祠(管理者不明、地域住民が利用)が設置されている土地について、当該祠の移設又は祠部分の分筆を求められている。移設は祠の管理者が不明であることから難しく、分筆は、分筆後の土地が県管理のままとなることから、実施が難しい。結果として買受希望があるにもかかわらず、対応が停滞していること。

3 近年国土調査が実施された土地以外は、全て測量を求められていることから、測量予算の確保、測量の委託手続等に時間がかかること。

4 原則として買受希望がなければ引継ぎが行われなことから、買受希望者が現れた場合であっても、その時点から財務省への引継ぎ、財務省からの公売等の手続が必要で、時間がかかることから、買受希望者の不利益にもつながっていること。

○平成31年度末時点で、当県が管理している自作農財産344筆のうち198筆が不要地認定済み。農林水産省が既に農業利用目的に供さないと決めた土地であるにも関わらず、財務省への引継ぎが一向に進捗しないことから、本県における自作農財産の管理負担は提案県以上に大きい状況。管理者として、日頃の見回りや草刈り、不法占有の未然防止等の対応を行うだけでなく、がけ崩れ等災害発生時のリスクも負っている。少なくとも不要地認定済みの自作農財産(国有地)については、農林水産省で直接管理するよう見直していただきたい。

## 各府省からの第1次回答

### 【財務省】

管理番号90において回答した通り、国有財産法第9条の5の規定に基づき、各省各庁は国有財産の適正な方法による管理及び処分を求められており、境界の確定等による財産の特定や無断使用の排除などが適切になされていることを確認の上、引継ぎを行っている。

一方で、境界の確定等による財産の特定や無断使用の排除などが適切になされていれば、ご指摘の処分先の目途がつかないことをもって財産の引継ぎを受けないという取扱いとはなっていない。

また、今般の提案を受けて、再度、全財務局等に対し、処分の目途が立たないことを理由に当省が引継ぎを受けないといったことがないように周知徹底することとしたい。

なお、不要地認定された土地を法定受託事務による管理対象地から除外するかの検討については農林水産省において検討される事項である。

### 【農林水産省】

国有農地等は、農地改革以降、都道府県知事が取得・売渡しを行いながら管理してきており、その経緯や現場の状況を踏まえた管理を行うため、都道府県知事の法定受託事務(国費により管理費を手当)としているところ。このため、要望の土地について、都道府県の管理対象地から除外することは困難。

一方で、引継ぎに時間を要している点については、引き続き円滑に引継ぎが行われるよう努めてまいりたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

当県に限らず、引継ぎに係る書類等が全て整っているものであっても、財務省への引継ぎが行われない土地を抱えた自治体はあると考えている。全財務局等に対し、処分の目途が立たないことを理由に引継ぎを受けないといったことがないように速やかに周知徹底していただきたい。

また、農林水産省から「その経緯や現場の状況を踏まえた管理を行うため」法定受託事務としているとの回答があったが、県からは不要地調書提出の際、対象地の経緯や現場の状況を農政局へ説明しており、国も「その経緯や状況を踏まえた」上で不要地認定を行っている。そのため、不要地認定後は国において「その経緯や状況

を踏まえて管理を行う」ことが可能であり、国により不要地認定された土地を旧農地法による法定受託事務として県が管理を続けなければならない理由はないので、不要地認定を行った国有農地等について、国において管理できないか再度検討願いたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【新潟県】

農林水産省は、都道府県の法定受託事務としている理由を「経緯や現場の状況を踏まえた管理を行うため」としているが、国有農地等の不要地認定手続きの際は、県から対象地に係る経緯や現場の状況を十分に説明し、国（地方農政局）はその状況を理解した上で、不要地認定を行っている。そのため、少なくとも不要地認定された国有農地等については、国においても経緯や現場の状況を踏まえた管理は可能と考える。

また、不要地認定した後も農林水産省が直接管理しない仕組み自体が、財務省への国有農地等の引継ぎに積極的に取り組まない要因にもなっているのではないか。

##### 【長野県】

財務省及び農林水産省からの回答では、共同提案した理由である財務省への引継ぎ及び測量が進まない問題が解消されないことから、不要地認定を行った国有農地等については、国が管理するよう運用の見直しを求めたい。国が管理することが困難であっても、次の2点について運用の見直しを求めたい。

1 都道府県では、国有農地の一般会計移管後に加わった財務省への引継ぎ事務が大きな負担となっている。引継ぎは、ルールが不明瞭で財務事務所や担当者によって必要な対応が異なることや、財務事務所から国有財産の管理状況について、都道府県が一方向的に指摘を受ける状況に、大変苦慮・困惑している。このため、引継ぎについては、都道府県が財務事務所とやり取りすることがないよう、国有財産事務に精通する農林水産省の担当者が行っていただきたい。

2 財務省への引継ぎ等に必要な測量について、毎年縮小する交付金を活用して実施しているものの、事務量及び費用上の制約から本県では年間10件程度にとどまっている。このペースでは、50年後も国有農地等の管理を続けなければならない状況であることから、不要地認定後に農林水産省において、まとめて実施していただきたい。

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○都道府県が法定受託事務として一部の管理事務を担っている国有農地等について、不要地認定が行われた後の財務省への引継ぎに係る事務等を整理し、都道府県に担わせている法的根拠を明らかにしていただきたい。

○提案団体のほか、複数の追加共同提案団体からも、国有農地等の財務省への引継ぎの際、処分の目途が立たないことを理由に引継ぎを断られているとの声が挙がっているところ、財務局における実態を踏まえ、処分の目途が立たないことを理由に引継ぎを断るような運用が行われないう、財務局及び地方公共団体に対して書面で周知徹底するなどの必要な措置を講じるべきではないか。

○不要地認定後の土地であって、境界の確定等による財産の特定や無断使用の排除等の引継ぎに当たって確認すべき事項の確認が済んでいるものについては、一定期間経過後は農林水産省において速やかに引き取り、財務省への引継ぎを行う運用とするための方策を検討するべきではないか。

#### 各府省からの第2次回答

##### 【財務省】

各財務局等における国有農地等の引継ぎの実態について調査した結果、処分の目途が立たないことを理由に引継ぎを受けないという取扱いは確認できなかった。

他方、提案団体を含む各地方公共団体より改善要望が出されていることから、

・境界の確定等による財産の特定や無断使用の排除などが適切になされていれば、処分先の目途がつかないことをもって財産の引継ぎを受けないという取扱いとはなっていないこと

・国有農地の引継ぎについて円滑に処理を進めること

・引継ぎ事務の迅速化の観点から、国有農地等の引継ぎ事務の明確化、事務処理期間の標準化等

について、年内に各財務局等、地方農政局及び地方公共団体に対して、書面により周知徹底を図ることとした。

**【農林水産省】**

国有農地等の管理は、旧農地法第78条第2項に基づき農林水産大臣から都道府県知事に委任しており、都道府県が法定受託事務として行う事務としては、旧農地法施行令第15条第1項第2号に基づく維持及び保存（境界確定や越境状態の是正等及び草刈りなど）や同条第4項に基づく引継ぎ等の処分の適正を期するために必要な資料の地方農政局（農林水産大臣）への提出の事務等がある。この提出資料の作成に当たり、都道府県は、地方農政局との引継事案の確認を経て、維持及び保存の管理主体として、その後の手続に手戻りがないよう、各県の財務事務所等と境界確定等が適正に行われているかを確認するための調整を行っている。

また、財務省への引継ぎに係る事務については、都道府県からの資料をもとに、国有財産法施行令第3条に基づき地方農政局と財務事務所等との間で行われる。

不要地認定後の土地については、財務省とともに、財務省への引継ぎに係る事務が迅速に行われるよう、必要な事務の明確化や事務処理期間の標準化等を図る。

また、都道府県として境界確定等による財産の特定等の引継ぎに当たって確認すべき事項の確認が済んでいる事案について、都道府県から地方農政局へ当該事案の管理状況の概要について提出があった際は、地方農政局は必要に応じて、各県財務事務所等及び都道府県と管理の状況に係る課題等について調整を行うなど、円滑な事務が行われるよう運用の改善を図る。

なお、これらにより、迅速な引継ぎのための手続が進むこと、管理については、維持及び保存に係る事務のうち、境界確定等は完了し、草刈り等の最小限の事務となることから、これを農林水産省の管理に整理替えする手続を設けることは効率的ではないと考える。

## 令和元年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号

4

提案区分

A 権限移譲

提案分野

運輸・交通

提案事項(事項名)

タクシーの営業区域の変更に係る市町村長から国土交通大臣に対する要請権限の創設

提案団体

五條市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

以下の規定を、現行の道路運送法施行規則第5条に加えるよう求める。

①市町村長は一般乗用旅客自動車運送事業(タクシー事業)の営業区域(当該市町村の区域が含まれる部分に限る。)の変更について、当該市町村のタクシー事業者を構成員に含めた地域公共交通会議において同意を得た上で、国土交通大臣に対し、要請することができる。

②国土交通大臣は、①の要請があった場合には、市町村長に対し①の要請についての回答をしなければならない。

具体的な支障事例

本市は平成17年に一市二村(五條市、西吉野村、大塔村)が合併した結果、一般乗用旅客自動車運送事業(タクシー事業)の営業区域が市内で2つにまたがることとなった。

旧五條市地域は金剛交通圏(2社が営業)に、旧西吉野村地域及び旧大塔村地域は大台交通圏(1社が営業)に属することとなった。

その後急激な人口減少の影響等もあり、平成29年、本市の大台交通圏に属するタクシー事業者が消滅した。

そのため、自家用車を持たない旧西吉野村地域の住民の旧西吉野村地域内を移動する交通手段の確保に支障が生じている。(道路運送法第20条の規定により、金剛交通圏の事業者が発着ともに大台交通圏(旧西吉野村地域)での運行はできない。)

現在、旧西吉野村地域内の移動については、本市ではコミュニティバス西吉野コース及びデマンド型乗合タクシーで対応しているが、いずれも特定の路線・経路しか運行することができず、また、こうした公共交通手段を用いるとしても、急峻な山間部に位置する自宅から各停留所までの移動手段がないことから、高齢者が多い旧西吉野村地域の移動をドア・ツー・ドアで担えるタクシーの運行が強く求められている。

現行制度上、タクシーの営業区域の設定は地方運輸局長の専権事項であり、地域住民の移動手段の確保を担う地元市町村や当該市町村が主催する地域公共交通会議の意見を反映する仕組みが存在しない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

本市のように現行設定されているタクシーの営業区域により地域住民の移動に支障が生じている場合において、地域住民の意見をタクシーの営業区域に反映させることで、地域住民にとって利便性の高い公共交通手段の確保が可能となる。

根拠法令等

道路運送法第20条、道路運送法施行規則第5条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、徳島県

○当県においても、事業者が1者のみで、夜間対応が困難な営業区域があり、夜間の医療機関への往来に支障が出ている。今後も運転手不足などにより、事業者の経営環境は厳しさを増していくものと思われるため営業区域の再編が必要になる可能性がある。

## 各府省からの第1次回答

道路運送法に基づく一般旅客自動車運送事業の営業区域については、輸送の安全及び利用者利便の確保等の観点から、地方運輸局長がその区域を定め、事業を行う範囲を確定させることとしている。

営業区域の見直し等については、地域の関係者の意見を踏まえつつ、地方運輸局において適切に対応しているところ。

これまで既存の枠組みにより、地域の関係者の意見を踏まえて営業区域の見直し等の対応を図ってきたところである。例えば、長野県において、昨年度、旅客流動の実態を踏まえて、地方公共団体の地域公共交通会議における要望もあり、営業区域の見直しを行ったところである。また、福島県においては、地方公共団体と事業者の間の調整を踏まえ、事業者が存在しない地域を隣接する営業区域の一部と認める特例を設けている。

提案内容については、「タクシー事業者を構成員に含めた地域公共交通会議において同意を得た上で、国土交通大臣に対し、要請する」規定を加えるとされているが、地域公共交通会議の構成員には、現行制度上、地方運輸局長を含むこととしており、営業区域の設定権者である地方運輸局長を含めて同意を得た事項について、改めて要請する手続き規定を加えることは、地域公共交通会議のワンストップ機能を損ねるものであり、不必要な制度改正である。

以上より、五條市の支障事例については現行制度により、速やかに対応すべきものとするものとするが、提案自治体の地域公共交通会議において同意がされているとは承知していないため、まずは、提案にあるような意向も踏まえて、市町村が地域公共交通会議の主宰者として会議の運営と合意形成が円滑に進められるよう、国土交通省としても地方運輸局を通じてサポートして参りたい。

なお、営業区域の見直しのあり方については、国土交通省において省内に設置した地域交通フォローアップ・イノベーション検討会で既に検討を行っているところ。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

貴省から長野県や福島県の事例をご紹介いただいたが、現行制度においては、地方公共団体の要望に対する対応は、個々の事例により異なり得るものと認識している。地域交通の維持・確保に関する責務が課されている地方公共団体としては、時と場合により異なる対応を受けてしまうと不都合もあるため、法令上、要請権限を明確に位置づけることを求めるものである。

また、当市の提案内容は地域公共交通会議のワンストップ機能を損ねるとのことだが、地域公共交通会議での議決方法は、「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」にあるとおり、それぞれの地域公共交通会議の設置要綱に委ねられており、当市の場合は多数決としている。このため、地方運輸(支)局長が反対でも、可決となる場合もあり得る。また、タクシーの営業区域の変更については、変更による影響が自団体以外にも及ぶ可能性があるため、自団体の地域公共交通会議での同意のみをもって変更できるものとは考えておらず、地方運輸局に広域的な調整をいただく必要があるものと考えている。それゆえ、当市は、地域公共交通会議での同意を得た上で、国土交通大臣(地方運輸局長)に対して要請できるというスキームを提案しているものである。

貴省には、以上の事情をご斟酌いただき、引き続きご検討いただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

## 【全国知事会】

地域住民の生活基盤を維持するためには、地域の実情に応じた公共交通体系について、地域において自ら考え実行できる仕組みづくりが必要である。このため、提案団体の提案の積極的な検討を求める。なお、路線バス、タクシー等、旅客自動車運送事業に関する事務・権限は必要な財源の措置とともに、都道府県に移譲をする

べきである。

【全国市長会】

提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○国土交通省によると、地域公共交通会議において議論できるとのことであるが、同会議において地方公共団体から発議し、営業区域の設定・変更を議題とすることが可能である旨を明確化するとともに、その検討が円滑に行われることを担保するために、地方運輸局における検討事項や関係者との合意形成の方法等の検討プロセスをあらかじめ明らかにし、地方公共団体及び地方運輸局に周知すべきではないか。

○交通政策基本法や地域公共交通の活性化及び再生に関する法律において、地域交通施策を総合的かつ計画的に実施することなどが地方公共団体の重要な責務として規定されているところ、この責務に対応する地方公共団体の権限を制度的に担保するためにも、タクシー事業者の偏在を解消するための手段として、営業区域の変更に係る要請権限を付与すべきではないか。

○地域における合意形成の場として地域公共交通会議が重要な役割を担っているが、タクシー事業に係る営業区域の設定・変更については、現に地方運輸局長によって対応のスタンスが異なる現状があることから、地方公共団体に要請権限を付与すべきではないか。

#### 各府省からの第2次回答

一次回答でも述べたとおり、営業区域の見直し等については、地方公共団体が主宰する地域公共交通会議において関係者の意見を踏まえつつ、地方運輸局において適切に対応している。地域公共交通会議において営業区域の見直し等を協議事項とし、会議において構成員である地方運輸局長に対して営業区域の見直しを要請することは可能であり、現行制度により、速やかに対応すべきところ。

「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」(自動車局長通達)において呈示される地域公共交通会議設置要綱(モデル要綱)第5条において「交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努める」と規定されており、地域交通施策を実施する市町村が主催する地域交通会議における議論を円滑に進めるための制度は既に構築されている。

交通政策基本法や地域公共交通の活性化及び再生に関する法律において、地域交通施策を総合的かつ計画的に実施することなどが地方公共団体の重要な責務として規定されているところ、地域公共交通会議の主宰者である地方公共団体には、主体的に地域交通施策に係る広範な役割が既に位置づけられているところであり、地域公共交通会議における協議事項として営業区域の見直しを明記することについては、必要に応じて検討して参りたい。